	出生後十八月以上の乳幼児が使用することを意図したものであつて、長さが300ミリメートルを超える電線を含むもの	電線で頸部を圧迫する可能性があり、乱暴な使用をしない旨
	揺りかご、ベッド又は乳母車に張り渡すよう意図されたもの	つりひもなどにからまつて負傷することがないように、乳幼児が周囲を手でつかむことにより立ち上がることができるようになつたら玩具を取り外す旨
	揺りかご、ベッド若しくは乳母車に取り付けること又は壁若しくは天井からベッドの上に吊り下げることを意図したものであつて、乳幼児に絡まる可能性のあるひもを含むもの	一　ひもが乳幼児の手の届かない範囲にあるよう固定する旨 二　つりひもなどに絡まつて負傷することがないように、乳幼児が周囲を手でつかむことにより立ち上がることができるようになつたら取り外す旨
	ヘルメット、帽子、ゴーグル等の保護具を模したもの	保護機能がない旨

別表第５（第21条の２第２項、第22条関係）

番号	特定製品の区分	表示の方法
12	（略）	（略）
13	乳幼児用玩具	乳幼児用玩具の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。ただし、容器包装の表面の見やすい箇所（乳幼児用玩具の表面及び容器包装の表面に表示することが困難なものにあつては、附属する取扱説明書の見やすい箇所）に容易に消えない方法で表示する場合は、これを省略することができる。

別表第５（第22条関係）

番号	特定製品の区分	表示の方法
12	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）